

消防署 だより

松前消防署 ☎ 984-3404

ご理解とご協力を

消防車や救急車などの緊急走行

消防車は、一刻も早く火災などの災害現場に急行して消防活動を行い、被害を最小限に食い止めなければいけません。

救急車は、一刻も早く急病人などの現場に急行して応急処置を行い、病院へ搬送しなければいけません。

このため、消防車や救急車などは「緊急自動車」として、緊急時に一般の車両よりも優先して走行することが法で認められています。

また、緊急自動車の走行を妨害した場合の罰則なども法で定められています。

消防車や救急車などの円滑な緊急走行のために、皆さん一人一人のご理解とご協力をお願いします。

消防車や救急車などの緊急走行

- ・ 300メートル離れても発光が確認できる赤色か黄色の警光灯を点滅
- ・ 90デシベル以上のサイレンを鳴らす
- ・ 前照灯を上向きに点灯
- ・ 法定最高速度は時速80キロ（高速道路の対面通行でない区間は時速100キロ）
- ・ 赤信号や一時停止標識で停止する必要はないが、徐行して安全確認を行う義務がある

緊急車妨害等違反

緊急自動車の走行を妨害した場合、普通車は1点減点となり、6千円の反則金が生じます。

故意に妨害した場合、2年以下の懲役か100万円以下の罰金に処せられます。

円滑な緊急走行のために

消防署から皆さんへお願い

1 走行中・歩行中

車などを運転中、消防車や救急車などがサイレンを鳴らしながら近付いてきた場合は、速やかに道路をゆずってください。交差点付近では、交差点を避け、道路の左側で一時停止してください。

歩道のない道路を歩いている人や自転車に乗っている人も、速やかに道路をゆずってください。

2 停車・駐車するとき

狭い道路で車などを停車する場合は、緊急自動車の通行に支障がないよう配慮してください。

消火栓・消防水利の標識の場所、防火水槽の吸入口や吸管投入口から5メートル以内の場所には、車などを駐車しないでください。火災時に必要な水が使えなくなります。

3 緊急自動車を要請するとき

通報時に、「近くでサイレンを止めてほしい」という人がいますが、サイレンを鳴らすことは法で義務付けられています。

誘導員を確認できしだいなるべく早めにサイレンを止めるように努力しますので、ご理解をお願いします。

